

平成30年8月28日

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成30年8月28日開催の第109回臨時理事会において、下記のとおり決議承認されましたのでお知らせいたします。

記

1) ザラバ取引に係る業務規程及び受託契約準則の施行日の件

原案どおり承認された

*プレスリリース『「ザラバ方式」への移行及び「米穀標準品の変更」(秋田こまち)』(平成30年8月15日付け)におきまして、「本年9月25日（火）を目途として、本所商品市場の取引をザラバ方式に移行する」旨をお知らせしていたところですが、マーケット・メイカーの態勢整備に万全を期すため、当該移行日を本年10月15日（月）に繰り下げることと致しました。なお、大阪コメにおける新甫発会の停止（同10月11日（木）より）、秋田こまちの取引開始日（同10月22日（月））及び東京コメの取引期限の変更については、変更の予定はございません。

2) 秋田こまちに係る本年度予納定率会費の額（案）の件

原案どおり承認された

*1枚当たり55円（消費税抜き）として、臨時総会に付議することが決議されました。

3) 第50回臨時総会付議事項及び日時の件

・日 時 平成30年9月19日（水）午後3時

・場 所 本所6階大会議室

・議 案 秋田こまちに係る本年度予納定率会費の額決定の件

原案どおり承認された

4) 農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表の制定の件

原案どおり承認された

*別添「農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表」をご参照ください。

以上

農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表

平成 30 年 10 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標準品	平成 30 年産 新潟コシ（新潟県産コシヒカリ） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品			
受渡供用品	新潟県産コシヒカリ 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品			
		平成 30 年産		平成 29 年産 *
1 等	2 等	1 等	2 等	
調整額	調整額	調整額	調整額	
	減額 600 円	減額 1,500 円	減額 2,100 円	

* 平成 29 年産の供用は、平成 31 年 2 月限までとする。ただし、調整額についてはそれぞれ 1 番限となるときに制定する。

【備考】

- 受渡品故障申立て（品質のみ）の値引限度額は、60kg につき 600 円とする。
- 新潟県産コシヒカリの作柄表示地帯は以下の通りとする。
 - 一般 …… 下越北（新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町）
下越南（新潟市、燕市、五泉市、弥彦村、阿賀町）
中 越（長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、田上町、出雲崎市、刈羽村）
上 越（糸魚川市、妙高市、上越市）
以上いずれかを生産地とするもの
 - 岩 船 …… 村上市、関川村、粟島浦村のいずれかを生産地とするもの
 - 魚 沼 …… 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町のいずれかを生産地とするもの
 - 佐 渡 …… 佐渡市を生産地とするもの
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のものであって、正味 30kg 紙袋のもの
ただし、BL (Blast Resistance Lines) 品種、非BL (従来) 品種については、受渡単位ごとに同一のものとする。
 - 食品衛生法に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg の水稻うるち玄米
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの